

政令第二十五号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「五十七万円」を「六十二万円」に改め、同条第四項第一号中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同項第四号中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。